

事務連絡  
令和2年4月16日

外国人技能実習機構 御中

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課長

建設キャリアアップシステム登録に関する当面の取り扱いについて  
(技能実習計画)

平素より国土交通行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建設分野の技能実習計画の認定にあたっては、昨年7月に制定・公布され、本年1月より施行された「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」(令和元年国土交通省告示第269号)により、受入企業に対し、建設キャリアアップシステム(CCUS)への事業者登録及び外国人材に係る技能者登録を求めているところです。

4月9日、CCUSの運営主体である(一財)建設業振興基金より、同基金がCCUSのコールセンター及び申請受付業務を委託している事業者において、当該業務の従事者1名が新型コロナウイルスに感染していることが確認された旨、報告がありました。これを受けて、CCUSへのインターネット申請は引き続き可能であるものの、感染拡大を防止する観点から、CCUSの登録に係る審査業務が同日より当面の間停止されると聞いております。

貴機構におかれては、上記により、CCUSへの登録が完了されない状況が続くことが見込まれることに鑑み、本日から当面の間、技能実習計画の審査にあたっては、CCUSへの登録完了を求めるのではなく、CCUSへの登録申請を行ったことを証する書類(メールの写し)の提出をもって認定要件を満たすものとして取り扱い願います。

なお、CCUSへの申請書類の提出をもって技能実習計画の認定を受けた受入企業については、CCUSへの登録完了後、速やかに貴機構宛に事業者IDを明らかにする書類の届け出を行う必要があります。

関係団体等に対しても上記の旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件につきましては、出入国在留管理庁及び厚生労働省にも協議済みですので、その旨申し添えます。

以上